

計画の目標	目標3	安全で安心できるまちづくり
施策の柱	(1)	緊急時・災害時での支援ネットワークづくり
取組の方向	①	災害時の要援護者支援体制の構築
取組の方向性	(イ) 27	本人の同意を得たうえで災害時要援護者台帳を作成し、市、民生委員・児童委員、自治会、関係機関、で情報を共有し、防災訓練や災害時に活用する。
公助	(k) (l)	災害時要援護者システムを整備する。 太宰府市個人情報保護条例に基づく個人情報取扱いの周知徹底を図る。
進捗管理を行う重要項目	(H)	災害時要援護者システムの整備
	平成28年度末までの目標・成果	整備

◇◇重要項目の達成度◇◇

評価日	平成28年8月1日
システムを導入して避難行動要支援者名簿を整備した。	
<p>※これまで、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を「災害時要援護者」としていたが、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方を「要配慮者」とし、要配慮者のうち災害発生時の避難等に特に支援を要する方が「避難行動要支援者」とされ、避難行動要支援者の名簿作成が市町村に義務付けられた。</p>	

●関連課達成度(※「取組の方向性」と「重要項目」の基盤となり得る事業の達成度)

関連課	27年度末までの取り組み		展望または課題	課題解決のための取り組み方針
	達成度	取り組み内容		
福祉課	4 実施中 (順調)	<p>① 平成24年度より、災害時要援護者台帳(避難支援を希望する方の名簿)への登録を本人または自治会を経由して受け付け、希望者には避難支援関係者への個人情報提供に同意を得て、また名簿の提供先である自治会と名簿の保管・管理に関する覚書を締結して希望者名簿を提供した。</p> <p>② 平成25年6月の災害対策基本法改正により、災害時要援護者が要配慮者と避難行動要支援者に識別され、災害時要援護者台帳ではなく避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられた。また地域防災計画に避難行動要支援者の対象要件を定めることとなった。本市では平成27年度に対象要件を見直して避難行動要支援者名簿を作成した。また、災害対策基本法の改正により、個人情報提供に同意していた方に対して再同意が得る必要が生じたため、自治会への名簿提供を一時的に止めており、再同意の取得は平成28年度に予定している。</p> <p>※②の再同意の取得は平成28年7月に完了した。</p>	名簿を外部に提供した際に、将来に渡り秘密保持が徹底される必要がある。	名簿提供時に交わす覚書に秘密保持事項を盛り込んでいるが、法律上の義務内容を適切に説明する。
	○			

計画の目標	目標3	安全で安心できるまちづくり
施策の柱	(1)	緊急時・災害時での支援ネットワークづくり
取組の方向	②	地域防災力の強化支援
取組の方向性	(ア) 28	地域の自主防災組織の設立支援や講演会の開催、市との合同防災訓練を実施するなど、地域防災力の強化を支援する。
公助		

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

関連課	27年度末 までの取り組み		展望または課題	課題解決のための 取り組み方針
	達成度	取り組み内容		
防災安全課	3 実施中 (遅延)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災専門官による区自治会への防災講話(平成27年度): 13回 ・市内自主防災組織数(H28.3.31時点): 26組織(69.6%(世帯数ベース)) ・地域が自主的に実施する防災訓練のバックアップ(平成27年度): 水城ヶ丘区、吉松区 	防災組織がない自治会がある。自治会ごとに土地柄、地域性があるため、防災に対する意識の差が大きい。	防災に対する意識を高めるため、各自治会において防災講話等を実施し、自主防災組織の重要性を理解してもらう。
	●			

計画の目標	目標3	安全で安心できるまちづくり
施策の柱	(1)	緊急時・災害時での支援ネットワークづくり
取組の方向	②	地域防災力の強化支援
取組の方向性	(イ) (79)	災害ボランティアの育成、登録を行う。
公助		
進捗管理を行う重要項目	(1) 平成28年度末までの目標・成果	災害ボランティアの育成 講座を10回開催、10回で参加目標総数300人

◇◇重要項目の達成度◇◇

評価日	平成28年3月31日
下記のとおり達成した。	
平成24年度～27年度： 33回開催、参加者数641人 (内訳)	
平成24年度：	6回、168人
平成25年度：	10回、176人
平成26年度：	8回、183人
平成27年度：	9回、114人

●関連課達成度(※「取組の方向性」と「重要項目」の基盤となり得る事業の達成度)

関連課	_27年度末_までの取り組み		展望または課題	課題解決のための 取り組み方針
	達成度	取り組み内容		
福祉課	4 実施中 (順調)	地域福祉計画と連携及び補完の関係にある太宰府市社協の第2次太宰府市地域福祉活動計画を通じて、災害ボランティアの育成を行った。社協の平成27年度までの主な活動は、NPO・ボランティア支援センターとの共催による防災講座を実施した。	平成28年度より、防災講座は社協の主催とする。	NPO・ボランティア支援センター、防害ボランティアネットワーク、自治会、関係機関等の連携を図りながら実施し、平成28年度は下記の内容とする。 ・9回開催する。 ・各小校区自治協議会の区域に出向き、地域の実情に即した内容とする。 ・自助、共助、公助の考え方を基盤として自主防災組織の必要性や役割等を伝える。 ・ゆくゆくは全自治会で自主防災組織の編成と各自治会における災害救援リーダーの人材育成を図ることを目的とする。
地域づくり課	4 実施中 (順調)	太宰府ボランティアネットワークに委託しているNPO・ボランティア支援センターが、平成27年度まで社協と共催して「災害ボランティア講座」を開催した。年度別の主なテーマは以下のとおりである。 ・平成24年度(6回)： 災害救援の全体像、災害ボランティアコーディネーター、災害ボランティアセンター ・平成25年度(10回)： 過去の災害、災害への備え、自主防災活動、クロスロード、救命救急講習、非常用食料と炊き出し、避難所運営、災害ボランティアセンターの運営 ・平成26年度(8回)： 過去の災害、自主防災組織、要援護者、普通救命講習、子ども防災講座、非常用食料と炊き出し、避難所運営 ・平成27年度(9回)： 自助と共助、自主防災組織、要支援者、子ども防災講座、ハザードマップ、応急手当、クロスロード、太宰府市地域防災計画、避難所運営	平成28年度から、防災講座は社協の主催とする。	防災講座の主体は社協に移るが、引き続き連携・支援を行う。

○

◇◇重要項目の達成度◇◇

計画の目標	目標3	安全で安心できるまちづくり
施策の柱	(2)	地域福祉を推進する環境づくり
取組の方向	①	ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
取組の方向性	(ア) 30	利用客が比較的少なく、国の方針によりバリアフリー化が義務付けられていない駅の段差解消については、高齢者、障がい者等の利用実態等を踏まえた対応を鉄道事業者と協議していく。
公助	(m)	障がい者や高齢者等が住み慣れた場所で自立した生活が送れるようにバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインによる施設整備を推進する。
進捗管理を行う重要項目	(J)	ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
	平成28年度末までの目標・成果	公共施設及び民間施設が高齢者や障がい者などに配慮されているかどうかについて、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『肯定派』の市民の割合(市民意識調査から) 平成22年度 公共施設45.6%民間施設33.8% → 平成27年度 公共施設80.0%民間施設50.0%

評価日	第三次太宰府市地域福祉計画策定に伴う市民アンケート(平成28年7月25日締切)
下記のとおり達成していない。ただし、関連課結果から、第二次太宰府市地域福祉計画策定後に建設または改修した公共施設についてはユニバーサルデザインによる整備は進んでいる。	
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設が高齢者や障がい者などに配慮されていると思う市民の割合 : 47.9%(そう思う15.9%、ややそう思う32%) ・民間施設が高齢者や障がい者などに配慮されていると思う市民の割合 : 34.6%(そう思う7.3%、ややそう思う27.3%) 	

●関連課達成度(※「取組の方向性」と「重要項目」の基盤となり得る事業の達成度)

関連課	27年度末までの取り組み		展望または課題	課題解決のための取り組み方針
	達成度	取り組み内容		
都市計画課	4 実施中(川順調)	西鉄電車の段差解消は以下の事業を行い終了した。 ・平成22年度に市が補助金を出し、西鉄主体で五条駅及び太宰府駅のバリアフリー化工事を行った結果、段差の解消やスロープが設置され、高齢者や障がい者の方も駅の利用がしやすくなった。 ・西鉄都府楼前駅は、第一次地域福祉計画策定前に西鉄独自でバリアフリー化を行った。	今後も必要に応じて鉄道事業者と協議を行い、バリアフリー化を推進する。	今後も必要に応じて鉄道事業者と協議を行い、バリアフリー化を推進する。

○

計画の目標	目標3	安全で安心できるまちづくり
施策の柱	(2)	地域福祉を推進する環境づくり
取組の方向	①	ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
取組の方向性	(イ) ㊴	市内の公共施設については誰もが安心して利用できるように、段差の解消やトイレの洋式化などユニバーサルデザインによる整備を推進する。
公助	(m)	障がい者や高齢者等が住み慣れた場所で自立した生活が送れるようにバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインによる施設整備を推進する。
進捗管理を行う重要項目	(J)	ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
	平成28年度末までの目標・成果	公共施設及び民間施設が高齢者や障がい者などに配慮されているかどうかについて、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『肯定派』の市民の割合（市民意識調査から） 平成22年度 公共施設45.6%民間施設33.8% → 平成27年度 公共施設80.0%民間施設50.0%

◇◇重要項目の達成度◇◇

評価日	第三次太宰府市地域福祉計画策定に伴う市民アンケート (平成28年7月25日締切)
下記のとおり達成していない。ただし、関連課結果から、第二次太宰府市地域福祉計画策定後に建設または改修した公共施設についてはユニバーサルデザインによる整備は進んでいる。	
・公共施設が高齢者や障がい者などに配慮されていると思う市民の割合 ： 47.9%(そう思う15.9%、ややそう思う32%)	
・民間施設が高齢者や障がい者などに配慮されていると思う市民の割合 ： 34.6%(そう思う7.3%、ややそう思う27.3%)	

●関連課達成度(※「取組の方向性」と「重要項目」の基盤となり得る事業の達成度)

関連課	27年度末までの取り組み		展望または課題	課題解決のための取り組み方針
	達成度	取り組み内容		
地域づくり課	5 達成	主管している太宰府南コミュニティセンターに、スロープ、エレベーター及び多目的トイレを設置した。	達成のため無し。	達成のため無し。
中央公民館	3 実施中(遅延)	○プラム・カルコア太宰府について 当該施設は、市の文化芸術の発信拠点としての役割および災害時の避難所としての役割を持つなど、より幅広く市民に活用してもらう施設としての位置付けがなされている。一方で、館全体がバリアフリーではなく、ベビーカーや車いすの利用者、高齢者などが移動しづらい建物構造であったり、また東日本大震災に伴い問題になった市民ホールの特設天井についても、点検未実施であることを含めリスクの可能性を伴っていたりと、躯体・設備に限らずあらゆる箇所に事故リスクが高い現状がある。そのような中、太宰府市中央公民館・市民図書館改修工事保全計画書に基づき、平成26年～平成27年にかけて市民ホールの舞台設備の1期工事改修を完了した。また、平成27年度には図書館入口のドアを自動ドア化し、図書館内には元気づくり課事業の一環として「赤ちゃんの駅」(授乳室)を設置した。 ○各行政区の公民館及び共同利用施設について 新設及び改修の際に、補助金を支出すると共にユニバーサルデザイン及びバリアフリーを推進している。27年度は2行政区に実施した。	プラム・カルコア太宰府のバリアフリー化が完了していない。	平成28年度から平成29年度に市民ホールの舞台設備の2期工事を予定しており、平成30年度に館内のバリアフリー工事に着手する予定である。また、現在も、公共施設整備課と、改修需要調書に基づき工事案件を協議して着工しているが、今後も継続して協議していく。
スポーツ課	4 実施中(順調)	平成28年11月に開館予定の総合体育館では、バリアフリーが実現するよう、建設業者や関係各所への調整、準備を進めた。	総合体育館以外のスポーツ施設や学校体育施設については、完全にバリアフリー化された施設はない。	平成28年11月にバリアフリー化が実現した総合体育館が完成し、市内施設のユニバーサルデザインの推進に大きく寄与する。その他のスポーツ施設や学校体育施設については、29年度以降の改修や補修の時期に合わせて、積極的にバリアフリーやユニバーサルデザインに向けた整備を行っていく。
都市計画課	4 実施中(順調)	本市における都市計画の決定・実施にあたっての指針となる都市計画マスタープランに、公共施設におけるユニバーサルデザイン及びバリアフリーの考え方に基づく整備と推進を盛り込んでおり、各課所管の公共施設整備に際して取り組むよう推進した。	平成28年度末までの目標及び成果を達成していない。	各課への推進を強化し、各課が取り組むことで、数年間で集中的に多くの施設を整備することは予算の関係上困難だが、緩やかではあるが市民の満足度は上昇すると思われる。

●関連課達成度(※「取組の方向性」と「重要項目」の基盤となり得る事業の達成度)

関連課	27年度末までの取組み		展望または課題	課題解決のための取組み方針
	達成度	取組み内容		
公共施設整備課	3 実施中 (遅延)	<p>○改修について 施設担当課の要望に対し、「福岡県福祉のまちづくり条例」に沿った助言を行った。平成27年度実績の一部は、南児童館トイレ洋式化や手摺の取付、男女共同参画推進センタールミナス・体育センター・市民図書館などの授乳室(元気づくり課事業の「赤ちゃんの駅」)の設置である。</p> <p>○新設について 「福岡県福祉のまちづくり条例」に沿って設計・施工を行った。また、トイレの洋式化やスロープの勾配、手摺の設置等の基準だけではなく、誰にでも使いやすいデザインを心掛けた。平成26・27年度実績の一部は、総合体育館、ごじょう保育所である。</p> <p>○学校施設について 大規模改造工事時に合わせてトイレのユニバーサルデザイン化等を行った。</p>	<p>現在、公共施設整備課では各課より提出された改修需要調書に基づいて予算(毎年2億円程度)の配分や工事の発注・監理を行っている。限られた予算の中で、施設担当課からの多くの改修要望に對し対応できていない状況であり、改修を先延ばしにしている施設も多い。施設利用における最低限の工事しか行えていないため、大規模な改造工事等によるユニバーサルデザインへの改修は厳しい状況である。</p>	<p>平成27年度より、平成28年度の完成を目指し公共施設等総合管理計画の策定に着手し、各施設の老朽化の状況など全体的な把握に取り掛かっているところである。今後、この計画や各個別計画に基づき、公共施設の更新・大規模改造・統廃合・長寿命化等の方針を定めていくことになるが、その中で施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化も併せて検討し、計画的な整備を推進していく予定である。</p>
管財課	3 実施中 (遅延)	<p>主管している庁舎及び市営住宅について下記の事業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度において、松川庁舎(上下水道センター)を改修する際に、バリアフリーの観点からスロープを設置し、車イス利用者が安全に移動できるよう整備を行った。 ・平成26年度において、庁舎前に景観及びバリアフリーの観点から、屋根を設置し、庁舎前のバス停及び身障者用駐車場より雨に濡れることなく来庁することができよう整備した。 ・平成26年度において、銚ノ浦市営住宅をバリアフリーの観点から内装改修工事を行った。内容としては、手摺の新設、段差の解消、高齢者対応の流し台の改修などである。 	<p>庁舎は建築から30年以上が経過し、施設の外壁や電気・機械設備機器等も改修及び更新の時期を迎えているが、合わせて既存施設のユニバーサルデザイン、バリアフリー化に向けた改修を進めていく必要がある。しかしながら、庁舎、市営住宅を含めて市全体の他の公共施設も同様に改修の時期を迎えている状況等もあるなかで、改修に必要な予算を計画的に確保することが難しい状況である。</p>	<p>バリアフリー化のためには、どのような個所を優先的に改善すべきといったことを検討するために、関係機関等に意見を聞くなど連携を行う。市営住宅については、住民からの要望等も聞きながらバリアフリー化改修を進めていく。なお、市営住宅の長寿命化計画に基づき、平成28年度中に般若寺市営住宅の浴室と内部(トイレ等室内)改修を行う予定だったが、国の交付金削減により内部(トイレ等室内)改修は翌年度へ持ち越しとなり2箇年に渡り整備予定である。ただし、平成28年度に浴室改修は完了の予定。なお、朱雀市営住宅についても今後改修を行っていく予定である。また、平成28年度に庁舎1階を含む身障者トイレについて、オストメイト設備等の改修に向けて、実施設計を行う。</p>

計画の目標	目標3	安全で安心できるまちづくり
施策の柱	(2)	地域福祉を推進する環境づくり
取組の方向	①	ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
取組の方向性	(ウ) ㊸	民間、企業等についてユニバーサルデザインの啓発を行う。
公助	(m)	障がい者や高齢者等が住み慣れた場所で自立した生活が送れるようにバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインによる施設整備を推進する。
進捗管理を行う重要項目	(J)	ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
	平成28年度末までの目標・成果	公共施設及び民間施設が高齢者や障がい者などに配慮されているかどうかについて、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『肯定派』の市民の割合(市民意識調査から) 平成22年度 公共施設45.6%民間施設33.8% → 平成27年度 公共施設80.0%民間施設50.0%

◇◇重要項目の達成度◇◇

評価日	第三次太宰府市地域福祉計画策定に伴う市民アンケート (平成28年7月25日締切)
下記のとおり達成していない。ただし、関連課結果から、第二次太宰府市地域福祉計画策定後に建設または改修した公共施設についてはユニバーサルデザインによる整備は進んでいる。	
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設が高齢者や障がい者などに配慮されていると思う市民の割合 ： 47.9%(そう思う15.9%、ややそう思う32%) ・民間施設が高齢者や障がい者などに配慮されていると思う市民の割合 ： 34.6%(そう思う7.3%、ややそう思う27.3%) 	

●関連課達成度(※「取組の方向性」と「重要項目」の基盤となり得る事業の達成度)

関連課	27年度末までの取り組み		展望または課題	課題解決のための取り組み方針
	達成度	取り組み内容		
福祉課	3 実施中 (遅延)	地域福祉計画の策定課として、関連課に対して民間、企業等についてのユニバーサルデザインの啓発が取組として定めてある旨を知らせたが、定期的な周知を行っておらず周知不足であった。	民間、企業等への発信方法を定める必要がある。	関連課協議を行う。
スポーツ課	4 実施中 (順調)	スポーツ関係備品等の購入において、ユニバーサルデザインのことを積極的に取り入れた。	スポーツ関係備品等の購入や情報提供において、関係団体へのユニバーサルデザインの啓発活動を積極的に行う必要がある。	今後もスポーツ関係備品等の購入において、ユニバーサルデザインのことを積極的に取り入れ、民間や企業への情報提供を行う。
都市計画課	4 実施中 (順調)	・開発や施設整備の相談があった際は、福岡県制定の「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーを推進するよう啓発した。 ・公共工事の際は、点字ブロックの設置等、バリアフリーに配慮しており、市管理箇所を整備することで間接的ではあるが啓発を行った。	今後も引き続き、左記の取組を継続していく必要がある。	・今後も、積極的にバリアフリー推進を啓発していく。 ・市管理箇所の工事の際は地元等と協議を行い、バリアフリーに配慮して工事を行う。

計画の目標	目標3	安全で安心できるまちづくり
施策の柱	(2)	地域福祉を推進する環境づくり
取組の方向	①	ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
取組の方向性	(エ) 33	バリアフリー化を進めていくうえでは住民の理解が大変重要であることから、「心のバリアフリー化」についても同時に啓発していく。
公助	(n)	「心のバリアフリー化」について福祉教育の実践や広報等で市民に啓発する。

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

関連課	27年度末までの取組み		展望または課題	課題解決のための取組み方針
	達成度	取組み内容		
人権政策課	4 実施中 (順調)	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月に改訂した「太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針」において、心のバリアフリー化を具体的取組みとして盛り込んだ。 年に7回、街頭啓発等で、人権全般に関する啓発や男女共同参画に関する街頭啓発を行い、また、7月には同和問題に関する市民講演会、12月には男女共同参画市民フォーラムを行い、あらゆる人権の視点について、市民に広く理解してもらえるよう努めており、この中で、例えば性別役割分担意識を無くす等、心のバリアフリー化についても盛り込んだ。 	市民に分かりやすく伝わりやすい内容の啓発物の作成、講師の選定が課題である。	毎年、様々な人権に関する視点で啓発物を作成する。なお、平成28年度も年に7回の街頭啓発で、人権全般に関する啓発や男女共同参画に関する啓発を行う予定で、また、7月には同和問題に関する市民講演会、12月には男女共同参画市民フォーラムを行い、心のバリアフリー化も含めたあらゆる人権の視点について、市民に広く理解してもらえるよう工夫し努める予定である。
	○			

計画の目標	目標3	安全で安心できるまちづくり
施策の柱	(3)	防犯に強い地域づくり
取組の方向	①	地域の防犯体制の強化
取組の方向性	(ア) 34	高齢者や障がい者を狙った訪問販売等によるトラブルを防止するために、クーリングオフ制度の周知徹底を行う。
公助	(o)	クーリングオフ制度について広報等により周知徹底する。

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

関連課	27年度末までの取り組み		展望または課題	課題解決のための 取り組み方針
	達成度	取り組み内容		
観光経済課	4 実施中 (順調)	現在は悪質商法の問い合わせが増加しているため、クーリングオフ制度に絞った周知は行っていないが、詐欺啓発の講演会や偶数月の市広報の「消費者コーナー」に盛り込んだ。なお、市民が消費生活を送るうえでの相談に対応するため、消費生活相談窓口の開設を行っている。平成25年度には相談日を1日増やした週3日の開設をしていたが、平成27年度には相談体制の充実を図るために、相談日をさらに1日増やし週4日の開設を行った。このことにより、「消費生活センター」としての位置付けとなり、名称の変更とともに全国各地の消費生活相談の内容が確認できる情報通信PIO-NETの設置継続も行うことができた。また、「太宰府市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」の制定を行い、相談機関としての確固たる位置づけと相談体制の充実を図ることができるようになった。	消費生活センターの設置により、相談体制の整備は順次行うことができた。今後については、多種多様化する相談内容に対応できるように、担当職員、相談員のスキルアップを図る必要がある。	・平成28年度においては、消費生活センターの相談日を週5日にして相談体制の充実を図る。 ・スキルアップについては、県域等で開催される研修会、事例検討会へ相談員の参加を図ることにあわせて、市において自主研修会を開催する。
防災安全課	4 実施中 (順調)	クーリングオフ制度の周知に限定せず、平成27年度は下記のとおり防犯対策を強化した。 ・自治会等においてニセ電話詐欺等に関する出前講座を5回実施した。 ・消費生活相談担当の観光経済課との連携を強化するため、ニセ電話詐欺等に関する情報の共有化、街頭啓発の合同実施、警察と連携できるように当課担当の警察出張相談窓口を消費生活相談と同じ部屋で実施した。 ・市広報に2ヶ月ごとに「防犯だより」(防犯に役立つ情報の提供)を掲載した。 ・年金支給月に警察と共に金融機関のATM付近で振り込み詐欺啓発のチラシを配付した。	平成27年度よりニセ電話詐欺等の犯罪について消費生活相談の担当課である観光経済課及び警察との連携を図っているが、更なる連携が課題である。	防災安全課及び観光経済課の情報共有化を更に進めるとともに、消費生活相談時の防犯専門官の立ち会いを検討する。

○

計画の目標	目標3	安全で安心できるまちづくり
施策の柱	(3)	防犯に強い地域づくり
取組の方向	①	地域の防犯体制の強化
取組の方向性	(イ) 35	犯罪の発生しにくい明るいまちづくりをめざし、住民同士の日頃のあいさつ、声かけや見守り等のソフト面と落書きの防止、街灯の設置等のハード面の両面について環境整備を行う。
公助	(p)	街灯を設置整備する。

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

関連課	27年度末までの取り組み		展望または課題	課題解決のための 取り組み方針
	達成度	取り組み内容		
都市計画課	4 実施中 (順調)	開発の相談があった際申請者(設計者)に見渡しの良さへの配慮など犯罪が発生しにくい環境づくりを依頼するのに加え、関係課との事前協議の際、関係課から防犯についての意見を集約して業者に伝え、これらの意見を踏まえた開発計画を立ててもらった。	今後も引き続き、左記の取組を継続していく必要がある。	今後も、積極的に環境づくりの協力やアドバイスを実施していく。
建設課	4 実施中 (順調)	○落書きの防止 建設課管理部分で発生した落書きについては、再塗装の際、再度落書きされても迅速に消せるように落ち易い塗料を下地に使用した。 ○防犯灯・街路灯の設置 ・44自治会で防犯灯の設置を行ってもらい、その45%を補助金として支給した。防犯灯については極力、LED電球をつけてもらった。 ・市内のメイン通りについて、市が街路灯の設置を行った。	今後も、防犯灯及び街路灯の設置数を増やしていく必要がある。	今後についても、各自治会と協力し防犯灯の取り付けを行っていく。また、市内メイン通りについては、要望を受け市で設置工事を行い、犯罪の発生しにくい明るい街づくりを目指す。
観光経済課	4 実施中 (順調)	・太宰府市消費者の会との連携により、啓発事業として各自治会を中心に悪質商法などの出前講座を実施するとともに、年末に合わせて街頭啓発の実施を行った。 ・民生委員・児童委員等をはじめとした地域の見守り活動を担う役割の方を対象として、悪質商法や特殊詐欺に関する啓発のための講演会等を開催した。 ・防犯担当の防災安全課との連携強化に取り組んでおり、平成27年度には防災安全課が開催した「安全・安心のまちづくり大会」で悪質商法撃退の寸劇を行った。	今後とも地域への啓発は欠かすことができないものである。また、悪質商法は多種多様化かつ巧妙化しているため、警察、防犯部署との連携を強める必要がある。	一定の成果が見られる啓発事業としての地域への出前講座と、地域の見守り活動を担う人を対象にした講演会等を継続する。また、新卒の悪質な手口に対応するために、弾力のある啓発事業とする。これにあわせて、警察・防犯担当との連携により情報共有を行うとともに、連携した事業を行う。
防災安全課	4 実施中 (順調)	平成27年度に以下の事業を実施した。 ・毎月、隣組回覧で小学校区ごとの犯罪発生状況をお知らせするなど、不審者や犯罪発生などの防犯情報を積極的に提供し地域の防犯意識の向上を図った。 ・地域見守りカメラを警察と協議し、1基2台増設した。 ・毎月第2・4金曜日に、自治会等の防犯パトロールに青パトで参加し防犯活動を支援した。	定期的な防犯パトロールの実施により犯罪は減少傾向にあるが、更なる減少を目指して自治会と連携し継続したパトロールを実施していく必要がある。	自治会の防犯パトロールを継続していくためには、防犯パトロールの参加者を確保していくことが課題であるため、防犯活動に関する情報提供及び自治会への支援を充実していく。なお、地域見守りカメラは今後も当分の間、1基2台を毎年度増設する予定である。

○

計画の目標	目標4	地域福祉を推進するしくみづくり
施策の柱	(1)	地域福祉を担う人材の育成
取組の方向	①	日常生活支援等ボランティア育成
取組の方向性	(ア) 36	生活支援サポーターや福祉委員会、サロン活動、長寿クラブ、民生委員・児童委員、福祉委員等、地域を支える日常的な支え合い活動を担う人材の育成・強化を、太宰府市社会福祉協議会と連携して支援する。
公助	(q)	福祉関連人材を育成する。

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

関連課	27年度末までの取り組み		展望または課題	課題解決のための 取り組み方針
	達成度	取り組み内容		
福祉課	4 実施中 (順調)	<p>地域福祉計画と連携及び補完の関係にある太宰府市社協の第2次太宰府市地域福祉活動計画を通じて、地域を支える日常的な支え合い活動を担う人材の育成・強化を実施した。社協の主な活動は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員活動充実のため、福祉委員に対して毎年度4回の研修(うち1回は民生委員・児童委員と合同)を実施した。内容は地域福祉に関する講義、実践報告、情報共有などである。 ・小地域福祉活動従事者を対象とした実践者研修会を毎年度実施しており、平成27年度は8割以上の組織から参加があった。内容は、実践報告、体操やレクリエーションなどの実践体験、従事者同士の交流などである。 ・手話奉仕員養成講座を毎年度実施し、受講者のうち数名がボランティア団体「手話の会」に入会した。また、受講者のうち即戦力となる人材や通訳士を目指して勉強を続ける方が多い。 ・平成24年度からボランティア講座を実施し、受講者のうち毎年度数名がボランティア団体へ加入した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座について、受講者が減少している。 ・ボランティア登録者数の増加について、登録相談への柔軟な対応が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座について、講座のあり方、内容等について根本的に見直しを行う。
		<p>民生委員・児童委員のスキルアップに以下のとおり努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区域の民生委員・児童委員で組織する4つの民生委員児童委員協議会を取りまとめる太宰府市民生委員児童委員連合協議会の事務局として、地域福祉に関する研修を平成27年度は3回実施した。研修題目は、認知症になっても安心して暮らせる地域づくり、ひとり暮らし高齢者の見守り活動、悪質商法の被害防止のために、である。 ・県社協や県民生委員児童委員協議会もスキルアップのための研修を多く用意しており、これらに参加していただいた。 ・4つの民生委員児童委員協議会別に、毎月定例会を開催されており、情報交換、事例発表・検討、講演受講、他課から職員を招いての事業研修、包括支援センターとの交流会、福祉施設視察などを実施された。 	<p>平成28年12月1日に一斉改選が行われるため、新任委員への支援が必要である。</p>	<p>民生委員・児童委員へ関わる他課へ、新任委員へ伝えるべき知識について必ず研修を実施することを周知して、研修を取りまとめる。</p>

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

関連課	27年度末 までの取組み		展望または課題	課題解決のための 取組み方針
	達成度	取組み内容		
地域づくり課	4 実施中 (順調)	<p>①太寿連 ○社協と連携 ・太宰府市長寿クラブ連合会(以下「太寿連」という。)が事業を行う際に、社協と本課の職員が参加してサポートを行い、日常の運営相談も社協及び本課で受けた。また平成27年度は、太寿連についての社協との情報交換会を2回開催した。</p> <p>○本課 ・太宰府市長寿クラブ連合会に、運営のための補助金として100万円を交付しており、平成27年度も交付済み。また、各正規単位クラブに、運営のための補助金として51,840円を交付。平成27年度も25単位クラブに交付済み。 ・平成27年11月17日に太寿連主催の講演会「笑涯学習のすすめ」を開催して健康づくりの推進を行った。 ・平成28年2月より太寿連の広報誌を市内の全自治会に隣組合回覧を開始した。 ・太宰府市の広報誌「だざいふ」平成28年2月号にて、太寿連の取組みを紹介し会員の募集を行った。</p> <p>②NPO・ボランティア支援センター(太宰府ボランティアネットワークに委託) ○社協と連携 ・平成27年度まで「災害ボランティア講座」を社協との共催で開催した。平成28年度からは社協主催となった。 ○センター単独 ・平成27年度は「災害ボランティア講座」9回114人、「実践講座」6回26人、「カウンセリング基礎講座」6回49人、「地域支援コーディネーター育成講座 老い学編」5回44人を主催講座として開催し、人材育成に努めた。</p>	<p>・太寿連加入の正規単位クラブが減少傾向にあるため、減少を止めると共に加入数を増やすことが課題である。 ・主催講座の参加者が一部固定化している。</p>	<p>平成28年度より太寿連主催事業を太宰府市「元気づくりポイント」の対象とし会員の増加と健康増進に努める。また、太寿連の広報誌を市内の全自治会にて隣組合回覧を継続して行い、会員の募集に努める。 ・主催講座内容の見直しを行い、情報発信していく。</p>
元気づくり課	4 実施中 (順調)	<p>健康地域づくりのために市民の立場で積極的に保健活動を進めて地域住民と行政とのパイプ役を担う健康推進員と、子育てに関する悩みや不安を抱える親たちをサポートして地域における子育て支援の担い手となる地域子育てサポーターを育成・強化している。</p>	<p>・地域子育てサポーター講座の周知が必要 ・社会福祉協議会との連携が必要</p>	<p>・地域子育てサポーター講座について、民生委員・児童委員など、地域福祉推進を担う人を通じて、自治会へ周知する。 ・実施事業について社会福祉協議会と情報共有し、地域子育てサポーター講座については社会福祉協議会にも周知を依頼する。</p>

○

計画の目標	目標4	地域福祉を推進するしくみづくり
施策の柱	(1)	地域福祉を担う人材の育成
取組の方向	②	ボランティア団体・NPO法人の活動支援
取組の方向性	(ア) ㊾	地域の支え合いの活動を行うボランティア団体・NPO 法人を支援する。
公助	(q) (r)	福祉関連人材を育成する。 ボランティア団体・NPO法人へ財源や技術の支援を行う。

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

関連課	27年度末 までの取り組み		展望または課題	課題解決のための 取り組み方針
	達成度	取り組み内容		
福祉課	4 実施中 (順調)	<p>地域福祉計画と連携及び補完の関係にある太宰府市社協の第2次太宰府市地域福祉活動計画を通じて、地域の支え合いの活動を行うボランティア団体・NPO 法人を支援した。社協の主な活動は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録者数の増加のため、広報でボランティアを募集したり地域からの情報収集などを行った。 ・ボランティア登録者への機会提供を増やすために、平成27年度末から、登録更新、活動希望者への働き掛け、依頼ニーズの発掘を開始した。順調に進んでいるニーズ調整の例として、外出困難者への訪問理容サービスを美容師の協力によって実施し平成27年度は定期利用約7名で延べ利用者数は37名、視覚障がい者への移動支援ボランティア調整を実施し平成27年度は78件であった。 ・ボランティア団体の活動支援のため、助成金の交付を行っており、平成27年度は8団体に各3万円を交付した。 ・ボランティア団体の活動支援のため、民間助成金制度などの情報提供を行った。 ・福祉まつり「出会いの広場」において、ボランティア団体や福祉施設と協働及び連携した。 ・ボランティア体験講座において、ボランティア団体と協働及び連携した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録への相談に対して柔軟な対応を行う必要がある。 ・ボランティア登録者への機会提供のために、依頼件数を増やす必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録への相談について、福祉分野以外のボランティア登録の窓口であるNPO・ボランティア支援センターと情報共有をさらに強化する。 ・ボランティア登録者への機会提供のために、ニーズ発掘を引き続き実施する。
地域づくり課	4 実施中 (順調)	<p>ONPO・ボランティア支援センター(太宰府ボランティアネットワークに委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉ボランティアの窓口となっている社協と一緒にボランティア団体一覧表を作成するなど、情報共有を行った。 ・平成26年度から福岡県の協働実践支援事業を活用し、協働コーディネータアドバイザーの派遣を受け、26・27年度に協働についての勉強会を開催した。 ・ボランティア・NPOに関する相談を受け付けており、平成27年度に3,648人の利用があった。 ・センターを通して団体の情報提供を行い、ホームページ、Facebookを通してを情報発信を行った。 	<p>自治体・NPO等・企業間の協働事業を進めていくために、センターが中心となって様々な主体に働きかけ、橋渡しの役割を担う必要がある、問い合わせ・相談が多様化している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの資質向上を行う。 ・センターの周知に努め、多くの市民やボランティア団体の利用促進を図る。 ・平成28年度中に団体間の連携を促すため、交流会を実施してネットワーク形成に努める。

○

計画の目標	目標4	地域福祉を推進するしくみづくり
施策の柱	(1)	地域福祉を担う人材の育成
取組の方向	③	相談専門職の育成・配置
取組の方向性	(ア) 38	認知症コーディネーター等、福祉サービスに精通したコーディネーター機能を持った専門職の育成・配置を検討・推進する。
公助	(q)	福祉関連人材を育成する。

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

関連課	27年度末までの取り組み		展望または課題	課題解決のための 取り組み方針
	達成度	取り組み内容		
介護保険課	4 実施中 (川順調)	地域包括支援センターには、三職種(主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師)が配置され、総合相談業務として、高齢者のさまざまな相談に対応した。また、近年、高齢者の生活課題となっている認知症や生活支援サービスについて、特化したコーディネーター機能を持った職員として、「認知症地域支援推進員」と「生活支援コーディネーター」の配置が、包括的支援事業の一つに法で義務付けられ、太宰府市でも配置に向けて、検討を重ねているところである。	地域包括支援センターに義務付けられた職員の配置(認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーター)を実現していく。	「認知症地域支援推進員」については平成28年度、「生活支援コーディネーター」については平成29年度に配置予定である。
元気づくり課	4 実施中 (川順調)	専門職として、保健センターに保健師・栄養士・助産師が、子育て支援センターに保育士が配置されているため、支援が必要な事例をキャッチ出来ており関係部署に繋いだ。	関係部署の業務を理解し、より正確なパイプ役を担う必要がある。	関係部署からの情報収集を行う。

○

計画の目標	目標4	地域福祉を推進するしくみづくり
施策の柱	(2)	事業やサービスの開発と条例の制定
取組の方向	①	福祉ニーズに対応した事業やサービスの開発
取組の方向性	(ア) 39	地域の多様な福祉課題について、既存サービスでは対応できないニーズを発見し、新たな事業やサービスの研究を行う。
公助	(s)	福祉に関する条例の制定に向け、調査研究を行う。

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

関連課	27年度末までの取組み		展望または課題	課題解決のための取組み方針
	達成度	取組み内容		
福祉課	4 実施中 (川順調)	平成24年3月に「第3次太宰府市障がい者プラン」を、平成27年3月に「第4期太宰府市障がい福祉計画」を策定し、特に障がい者プランについては、策定段階で当事者アンケート等を実施して新たなニーズを発見して支援を推進した。	障害者虐待防止法や障害者差別解消法の施行など、法律の施行や改正が頻繁に行われており、状況を把握し対応してゆく必要がある。	第4次障がい者プラン作成の時にも、当事者アンケート等を行い、新たなニーズを発見して支援を推進した。
保育児童課	4 実施中 (川順調)	平成17年3月に「太宰府市次世代育成支援対策行動計画」、平成27年3月に「太宰府市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援を推進した。	少子化をはじめ、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変わる中、既存の事業を引き続き実施するとともに、サービスの充実、市民へのさらなる周知が必要である。	庁内福祉関係部門及び関係団体等との連携を強化する。
介護保険課	4 実施中 (川順調)	平成26年度に高齢者等の状況・意向の把握を行い、本市の総合的な高齢者福祉施策の更なる推進を図るため、太宰府市高齢者支援計画(高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画)を策定した。	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築の実現が求められるなど、高齢者等を取り巻く医療や介護の制度が大きく変革しようとしている。	庁内福祉関係部門及び関係団体等との連携を強化する。
人権政策課	4 実施中 (川順調)	平成28年3月に「太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針」を策定し、人権施策を推進した。	必要なニーズを把握する事、またそのニーズに対応するため、関係する担当課と人権政策課との連携が課題である。	指針を庁内へ周知し、庁内福祉関係部門及び関係団体等との連携を強化する。
元気づくり課	4 実施中 (川順調)	・健診について、新たなニーズ発見のため地域に出向いての健診を行った。 ・子育て応援事業への参加者に対して、年度末に事業に対するアンケートを実施し、新たなニーズの発見に努めた。	・地区の選別と、検診車が入る場所の確保が必要である。 ・アンケートで出てきた内容や要望を次年度事業に反映する必要がある。	・地区ごとの受診率を精査し、特に受診率が低い地区を対象に場所を選別する。なお、平成29年度以降は受診者数を見ながら検討するため、実施は未定である。 ・アンケートで出てきた内容や要望を検討し、次年度の事業に反映していく。

○

計画の目標	目標4	地域福祉を推進するしくみづくり
施策の柱	(2)	事業やサービスの開発と条例の制定
取組の方向	②	福祉に関する条例制定に向けた調査・研究
取組の方向性	(ア) ㊹	市、市民および事業者の責務を明らかにし、福祉施策を総合的かつ計画的に推進し、豊かな福祉社会の実現に資することを目的とする福祉に関する条例の制定に向けた調査・研究を行う。
公助	(s)	福祉に関する条例の制定に向け、調査研究を行う。

●関連課達成度(※「取組の方向性」の基盤となり得る事業の達成度)

関連課	27年度末までの取り組み		展望または課題	課題解決のための 取り組み方針
	達成度	取り組み内容		
福祉課	1 未着手	地域福祉計画の策定課として、地域福祉推進に関する条例は制定していない。	各福祉分野施策の変化への対応が課題である。	条例に代わり、次期の第三次地域福祉計画を、市、市民、事業者、社協等の役割を明らかにした内容とする。また、各福祉分野施策及び社会の変化に柔軟に対応できるように、定期的に点検、評価及び見直しを行う。

